



12月のお知らせ



飲酒運転の根絶

悪質・危険な飲酒運転による交通事故は、減少傾向で推移していますが、依然として後を絶たない状況です。「飲酒運転をしない、させない」という県民の規範意識の確立を図るため、飲酒の機会が増加する年末の時期に、飲酒運転の根絶を呼びかけています。

<奈良県下の飲酒運転の状況(令和元年中)>

- 飲酒運転による交通事故(自動車等を含む)件数
47件(うち交通死亡事故7件・死者7人)
- 飲酒運転の検挙数
328件(前年比+49件)
- 行政処分(飲酒運転)決定人数
免許取消処分 236人
免許停止処分 42人



<飲酒運転根絶のために>

- 飲んだら運転しない！(道路交通法第65条第1項)
 - ※ 酒酔い運転 : 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ※ 酒気帯び運転 : 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 飲んだ人に車を貸さない！(道路交通法第65条第2項)
 - ※ 酒酔い運転
車を貸した人は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - ※ 酒気帯び運転
車を貸した人は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

○ 運転する人に飲ませない！（道路交通法第65条第3項）

※ 酒酔い運転

酒類を飲ませた人は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※ 酒気帯び運転

酒類を飲ませた人は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

○ 飲んだ人に運転させない！（道路交通法第65条第4項）

※ 酒酔い運転

同乗した人は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※ 酒気帯び運転

同乗した人は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「ハンドルキーパー運動」にご協力をお願いします。

車で飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人をハンドルキーパーに決め、その人が車の運転をして仲間を安全に送り届けるといふ、飲酒運転防止運動です。

奈良県下では、1,840店舗（令和元年中）の飲食店・酒類提供店から、ハンドルキーパー運動の賛同をいただき、飲酒運転根絶に向けた取組を行っています。

お酒を提供する飲食店の方へ

- ・ お客さんが車で来られた場合、運転する人を確認してください。
- ・ 飲み物の注文を受けるとき、「ハンドルキーパーさんはおられますか。ハンドルキーパーさんにはお酒を提供できませんので、ご協力をお願いします。」などと対応し、お酒を提供しないでください。

飲酒運転追放

今日のハンドルキーパーさんは？



ハンドル
キーパー

ハンドルキーパーは、自動車学校卒業と
飲食店などに行く場合に、お酒を飲まないで
仲間を安全に送り届ける人のことです



詐欺にあわないための合い言葉
渡すなキャッシュカード！教えるな暗証番号！